３　前二項の規定は、災害対策基本法第六十七条第一項、第七十二条第二項、第七十四条の二第二項若しくは第七十四条の三第四項の規定による要求に応じ災害応急対策（同法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第六十八条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項若しくは第七十四条の三第二項若しくは第三項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする都道府県知事、同法第七十二条第一項の規定による指示に従い応急措置（同法第六十二条第一項に規定する応急措置をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第七十四条の四第一項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長（同法第二条第九号に規定する指定行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）若しくは指定地方行政機関（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。以下この項において同じ。）の長、同法第七十四条の四第二項の規定により災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は同法第七十七条第一項の規定により応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要な施策を講ずる指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長について準用する。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第四条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十一条第六項第三号」を「第十一条第六項第四号」に、「災害対策基本法第二条第九号」を「同法第二条第九号」に改める。

第十一条第六項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　内閣府の防災監

第二十六条第一項及び第三十一条中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第五条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第八号を第九号とし、同条第七号中「特定大規模災害」を「特定大規模災害等」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定大規模災害等　特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

第五条第六項第二号中「若しくは大臣政務官」を「、大臣政務官若しくは内閣府の防災監」に改める。

第四十一条第一項中「特定大規模災害」を「特定大規模災害等」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十七条」に改める。

第四条第三項第十四号の二中「対する対策」の下に「（第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。）」を加える。

第九条の二中「同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策」を「原子力防災」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（防災監）

第十六条の二　本府に、防災監一人を置く。

２　防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）を統理する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第二条第一号の改正規定、同法第二条の二第六号の改正規定、同法第五条の三に一項を加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第四十二条第三項の改正規定、同法第四十三条第三項の改正規定及び同法第四十九条の二に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（大規模災害からの復興に関する法律第五条第六項第二号の改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第六条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三項の項の改正規定、同表第四十二条第三項の項の改正規定、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（都市計画法の一部改正）

第四条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十四号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第五条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務を行うことができる。

第五十四条第三号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第六条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第二十一条の項の次に次のように加える。

第三十三条の二第一項第一号	立退き	立退き若しくは屋内への退避

第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える。

第四十条第三項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項中「第四十条第三項」を「第四十条第四項」に改め、同表第四十二条第三項の項を次のように改める。

第四十二条第三項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策